

「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」 に基づく取り組みの進捗状況（概要）

平成 27 年 2 月 3 日

事務局

1. 経緯

「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（平成 25 年 12 月 20 日 IT 総合戦略本部決定）に位置付けられている項目について、IT 総合戦略室および規制改革推進室から、平成 26 年 9 月末時点での具体的対処状況について各省庁に対して報告を求め、その結果を整理した。

2. 調査結果の概要

- （1）対処の時期が平成 26 年 4 月以降 9 月までに設定されている事項については、おおむね期限通りに対処が行われたことが確認された（「対処状況」の「記号」が記載されている事項）。
- （2）その中でも、当室からも会議体へオブザーバー参加させていただいたり、アドバイス・ご相談等させていただき、調整・協力体制を組むことで、具体的な取り組みの検討が進んでいる事項がある（項番 1、2）。
- （3）一方、規制制度の問題のみならず、実施主体の投資対効果等の大きな課題がいくつかあり、現時点で実施スケジュールの策定に至ることはできなかった事項もある（項番 3）。

3. 今後の対応

事務局において、各項目の節目となるタイミングに応じて各省からの情報収集等を随時行いつつ、規制改革推進室でフォローアップを行っている事項以外については少なくとも半年に一度を目途にフォローアップを実施する。また、今後のフォローアップに関しては、制度の見直し、実証実験等による効果を検証することも念頭におきつつ、引き続き対処方針に沿った取り組みがなされているかどうかを確認しながら、必要に応じて調整・協力を実施する。